作成上の注意（全般について）

１　判定期間及び提出期限

　前期：３月１日から８月３１日　　　→９月１５日までに提出

後期：９月１日から翌年２月末日　　→３月１５日までに提出

　※提出期限が土日・祝日等の場合は、その直後の開庁日を提出期限とします。

２ 提出先

〒２９９－５２９２

千葉県勝浦市新官１３４３番地の１

勝浦市役所高齢者支援課　介護保険係

※郵送等による提出で差し支えありません。

※提出期限後に提出された場合、文書による結果通知ができない場合があります。

３　記入に当っての注意

①　介護予防サービスの計画数は含めないでください。

②　「判定期間における居宅サービス計画の総数」は、各月の利用者の人数（給付管理の件

数）としてください。

③　「当該サービスを位置付けた計画数」は、各月の利用者のうち当該サービスを利用して

いる人数としてください。

④　月遅れ請求分については、請求月ではなく、実際にサービス提供した月に件数を足して

ください。

⑤　「当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数」は、各サービスを利用し

ている人のうち、紹介率最高法人の事業所でサービスを利用している人数としてくださ

い。

⑥　「紹介率最高法人の件数」は法人単位で集計してください（事業所単位ではない）。

⑦　利用者が複数の居宅サービス事業所を利用している場合などの件数の数え方は以下の

とおりです。（例は、訪問介護ですが他の介護サービスも同様です）

例ア）二つの訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所A 及び事業所B に利用

　　者１名を計画している場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数

は１件です。(算定表:別紙参考 事例ア参照）

例イ）訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所A と事業所B にそれぞれ利用

者を１名ずつ計画している場合、利用者が２名なので訪問介護に係る紹介率最高法

人の居宅サービス計画数は２件です。（算定表:別紙参考 事例イ参照）

例ウ）別法人が運営する二つの訪問介護事業所に利用者１名を計画している場合、訪問

介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は１件です。（算定表:別紙参考 事

例ウ参照）

例エ）利用者１名が甲法人の運営する訪問介護事業所A、及び乙法人の運営する事業所

C に計画され、別の利用者１名が事業所C に計画されている場合、乙法人が紹介率

最高法人となり、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は２件です。

（算定表:別紙参考 事例エ参照）

例オ）甲法人の運営する訪問介護事業所Ａと事業所Ｂがあり、利用者１名が事業所Ａに

計画され、別の利用者１名が事業所Ａ及び事業所Ｂに計画され、更に別の利用者１

名が事業所Ｂに計画されている場合、利用者は３名なので訪問介護に係る紹介率最

高法人の居宅サービス計画数は３件です。（算定表:別紙参考　　事例オ参照）

⑧　「居宅サービス計画の総数」≧「各サービスを位置付けた計画数」≧「紹介率最高法人

の居宅サービス計画数」となっているか必ず確認してください。

４　通所介護等について

通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）については、

・それぞれ個別に計算する方法

・双方を合算して計算する方法

のいずれかで計算してください。ただし、双方を合算する場合には、算定表「サービス名称」の欄に「通所介護等」と記載してください。

５ 休止等事業所について

判定期間内に休止又は廃止した事業所については、基本的に判定対象とはなりませんが、判定期間内に休止した後、同期間内に再開した事業所については、判定の対象となります。

作成上の注意（正当な理由について）

「特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準」（以下、「判断基準」という。）に基づき判断します。算定表に記入する正当理由の番号等については、別紙「判断基準」を参照してください。

記入にあたっては、該当する番号等を省略することなく記載してください。

（記載例：４（２）ア①など）

なお、「正当な理由」に応じて、算定表のほかに下記の書類を添付してください。指定された書類が添付されていない場合には、正当な理由として認めない場合があります。

　提出する書類については必要最小限のものとなっていますが、上記「判断基準」で求められている各要件のうち、今回提出対象外となっている資料についても、後日実地指導・監査等で提示を求める場合があります。

複数の正当理由に該当する場合には、それぞれ理由に応じて書類をご用意願います。

**「判断基準」１**

**「判断基準」１について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１　「千葉県介護サービス情報公表システム」等における、サービスごとの事業者一覧を

打ち出し印刷したもの。

→これにより、通常の事業実施地域において、５事業所未満（４事業所以下）であるこ

とを示してください。

**「判断基準」２**

**「判断基準」２について**

特に添付資料はありません。ただし、件数の根拠等を事業所において整理しておいてく

ださい（実地指導等において提示を求める場合があります）。

**「判断基準」３**

**「判断基準」３について**

特に添付資料はありません。ただし、件数の根拠等を事業所において整理しておいてく

ださい（実地指導等において提示を求める場合があります）。

**「判断基準」４**

**「判断基準」４（１）①について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１　ＩＳＯ認証を証明する文書の写し。

※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。（登録証に当該サービス事業所が評価の対象となっている旨の記載がなければ、それがわかる書類の写しが必要です。）

**「判断基準」４（１）②について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１　福祉サービス第三者評価項目の評価結果部分（有効期限内ものに限る。）の写し。

※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。

**「判断基準」４（１）③について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１　事業所評価加算を算定していることがわかる書類（通知書等）の写し。

２　介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業の指定通知書の

写し。

**「判断基準」４（２）ア①について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１　通院等乗降介助サービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）

２　上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

**「判断基準」４（２）ア②について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１　夜間、早朝又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表

（別添１－１）

２　上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

**「判断基準」４（２）ア③について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１　要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭ）である者を対象

とした計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）

２　要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭ）である者を対象

とした計画を除いた再計算書（別添２）

※なお、今回の提出は不要ですが、要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度のラン

クⅢ、Ⅳ又はＭ）である者を確認できる資料を、後日個別に求める場合があります。

**「判断基準」４（２）イについて（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１　時間延長又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－

１）

２　上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

**「判断基準」４（２）ウ①について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１　当該サービス事業所におけるサービスの質が高いことが記載された理由書（別添

３・・・ただし、「利用者の解決すべき課題等」欄及び「当該事業所に期待する効果

等」欄については記載不要です。）

２　上記理由書を提出した利用者にかかる「地域ケア会議等意見・助言を受けた計画に係

る概要書」（別添４）

３　上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）

４　上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

※なお、今回の提出は不要ですが、地域ケア会議等で意見・助言を受けた際の議事録等

詳細について、後日個別に求める場合があります。

**「判断基準」４（２）ウ②について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１　支援が困難であるとの理由により、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けた

ことがわかる概要書（別添５）

ただし、平成１２年３月３１日以前からの利用者については、上記に換わるのものと

して当時のケアプランの写し

２　上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）

３　上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

※なお、今回の提出は不要ですが、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けた際

の経緯の詳細等を、後日個別に聴取する場合があります。